

**改正**

平成21年3月27日告示第27号

芳賀町社会福祉法人利用者負担額軽減取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、社会福祉法人が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項及び第48条第1項に規定する要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）に対し、利用者負担額の軽減を実施するために必要な事項を定めるとともに、町が交付する利用者負担軽減確認証等の事務取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護費負担額 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に定める費用の額から、法第41条第4項若しくは法第53条第2項に定める額を控除した額又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表第1に定める額から法第48条第2項若しくは介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第4項に定める額を控除した額をいう。
- (2) 食費 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第61条第1号イ、同条第2号イ、第79条第1号、第84条第1号イ及び同条第2号イに定める費用をいう。
- (3) 居住費 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第61条第2号ロ、第79条第2号、第84条第2号ロに定める費用をいう。

(利用者負担額の軽減申出)

**第3条** 介護費負担額、食費及び居住費（以下「利用者負担額」という。）の軽減を実施しようとする社会福祉法人は、町長に社会福祉法人による利用者負担額軽減申出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(軽減の対象となるサービスの種類等)

**第4条** 社会福祉法人は法第7条第5項の規定による居宅サービス及び同条第20項の規定による施設サービス（以下「サービス」という。）のうち、次の各号に定めるサービスを利用者負担額の

軽減の対象とする。

- (1) 訪問介護
- (2) 介護予防訪問介護
- (3) 夜間対応型訪問介護
- (4) 通所介護
- (5) 介護予防通所介護
- (6) 認知症対応型通所介護
- (7) 介護予防認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護
- (9) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (10) 短期入所生活介護
- (11) 介護予防短期入所生活介護
- (12) 介護老人福祉施設サービス
- (13) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(対象者)

**第5条** 利用者負担額の軽減を受けることができる要介護被保険者等は、**住民税非課税世帯**であつて、次の各号の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として認められる者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項に該当する者であっても、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者については、軽減制度の対象としない。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

(利用者負担額の軽減)

**第6条** 利用者負担額の軽減は、利用者負担額の4分の1の額（老齢福祉年金受給者は2分の1）とし、申請者の収入や世帯状況、利用者負担額等を総合的に勘案して個別に決定するものとする。

（軽減の申請）

**第7条** 利用者負担額の軽減を受けようとする要介護被保険者等（以下「申請者」という。）は、町長に社会福祉法人利用者負担額軽減対象確認申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

（軽減の決定）

**第8条** 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、第5条第1項及び同条第2項に該当すると認めるときは、社会福祉法人利用者負担軽減対象決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するとともに、社会福祉法人利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。別記様式第4号）を交付するものとする。

（台帳の整備）

**第9条** 町長は、確認証を交付したときは、別に定める被保険者台帳に必要事項を記載しておかなければならない。

（確認証の提出）

**第10条** 第8条の規定により利用者負担額の軽減の決定を受けた要介護被保険者等は、第4条に定めるサービスの利用にあたり、社会福祉法人に確認証を提出しなければならない。

（介護報酬改定に伴う特例措置）

**第11条** 平成21年4月の介護報酬改定に伴う本事業対象者の利用者負担の急激な増加を抑えるため、平成21年4月1日から平成23年3月31日の間は経過措置として利用者負担額の軽減の程度を拡大し、第6条中「4分の1」とあるのは「28%」と、「2分の1」とあるのは「53%」と読み替える。

（他制度との関係）

**第12条** 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、本事業の軽減の対象としない。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**制定文** (抄)

平成18年4月1日から適用する。

**改正文** (平成21年3月27日告示第27号抄)

平成21年4月1日から適用する。

別記様式第1号 (第3条関係)

別記様式第2号 (第7条関係)

別記様式第3号 (第8条関係)

別記様式第4号 (第8条関係)